

いて質問させていただきたいと思います。

消費者が電話で相談できます、消費者ホットライン
イン一八八がございます。当初これは十桁の電話
番号だつたと伺っておりますが、それが、二〇一二
年の七月に、消費者の方が覚えやすいようにと
いうことで一八八に変わつたと承知をしておりま
す。

このよくなが庵によればして実際に相談作業が倍になつた。そのようにも伺っておりますけれども、そういった中で、しかし、まだまだこの消費者ホットラインの認知度が低いのではないか。実際に、名前、番号、内容の全てを知っていると

いう方が、二〇一六年の調査によりますと、まだ三・三%ということでございました。

実際は和もしていなか集会などたり全くないだつたり、お会いする方に、相談窓口、御存じですかと聞いてみたんですが、残念なことに誰一人おりませんで、まだまだ知られていないんだなとうことを実感いたしまして、ぜひとも、これから、こういった消費者トラブルに巻き込まれたとき、巻き込まれそうになつたときに相談できるんだよ、こういうところがあるんだよということを更に引き続き周知徹底をする必要があると思つております。

この点につきましてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、この点につきましてのお取組をお伺いしたいと思います。

あわせまして、済みません、相談体制の充実と
いうことで、特に若年者層に対しまして、これか
ら、電話だけではなくて、LINE等のSNSを
活用した体制の充実も必要かと思つております。
御存じかと思いますが、いじめ等の相談体制、
これも最近はLINEを使って推進しているとい
ふことで、実際に相談件数も二倍になつてゐる、
そういうた報告も出ております。本当に、これから
若年者層の被害拡大が懸念されている中で、若
年者に合つた相談体制の推進も重要だと思つてお
ります。

ないとおっしゃっていますので、そういう方が多いです。それで、そういうことからも、こういったLINE等のSNSを活用した相談体制の充実が必要になつてくるかと思います。

この二点につきまして、御見解をお願いいたしました。

○川口政府参考人 一元的な消費者相談窓口機能を整備するというのは、消費者庁設立以来の課題でございます。消費者ホットライン一八八は、その意味で、その周知は大変重要であると認識しております。

ページの掲載、あるいは、新たに「新生活スター
ト応援！」など新たなチラシをつくる場合において、必ず一八八を書くこともあります。
消費者庁ツイッターにおいても、個別のテーマごとに、一八八をあわせて注意喚起を行っているところです。

また、最近の取組といたしましては、この四月

二十二日、沖縄国際映画祭に消費者庁として初めて参加をいたしまして、一八八を中心にPR活動も行っております。

また、消費者月間の取組、今月でございますが、吉本興業株式会社と提携したPR動画の公募も予定しております、従来とは違った、さまざまな取組を行っていきたいと思つております。

先ほど御指摘いただきました「社会への扉」で、

さいますが、この中でも、話が違う、解約できるかなと思つたら一八八へ、クレジットや借金で困つたらまでは一八八へ、製品やサービスで危ないと思つたら一八八へと、しつこいばかりに具体的な事例を記載しながら、一八八の利用を呼びかけております。この教材を全国の、全県、全高校で授業で使っていきたいということをございます。

お尋ねのSNSなどの活用でございますが、まずは消費者ホットライン一八八の周知を図り、若い世代も含めて、一八八の利用の普及がまずは重要と考えております。

治体もございますので、今後とも、時代の変化に

○鰐淵委員 ありがとうございます。
いろいろな形で周知徹底を工夫していくべきで、消費者が適切に相談を行える環境整備について検討していただきたいと思っております。以上でございます。

いるということで、引き続きお願ひしたいと思ひますし、また、繰り返しになりますが、やはり時代に合つた相談体制の充実という意味では、J-NEの活用、これは大変に有効的だと思っておりますので、早急に結論が、結果が出せるように検討もしていただきたいと思いますし、私たちも

よろしくお願ひしたいと思いますので、
それでは、最後に、大臣の方にお伺いしたいと
思いますが、これまでも課題となつております、
これから若年者の被害が拡大されるのではない
か。一方で、高齢社会が進みまして、また、認知症
の方がふえるだろう。また、障害者の方もい
らっしゃる。そういう中で、全ての方を救済し
ていくことが、今回の法改正で大変に重要
な観点になつてくるかと思います。
そのほか、今申し上げました高齢者の方、障害
者の方、こういった方は自分でなかなか判断不
可能ない。そういう中で、地域で、社会で守つ
ていく、こういった取組、仕組みも重要なになつて
くるかと思います。

また、そのほか、先ほど申し上げましたこのAⅤの問題もそうなんですが、しっかりと周知徹底をしていく、消費者のこの契約法も含めて、こういったことを周知徹底していく中で被害を防止していく、そういうこともございますし、そういう意味で、また、今回の法改正もそうなんですが、いろいろな宿題もまだ残されております。さまざま、問題や課題が山積はしておりますが、しかし、前に進めていかなければいけないということで、ぜひとも、大臣のリーダーシップのもと、この消費者行政を進めていただきたいと想

終わりたいと思います

○櫻田委員長 大臣、
おりますので、簡潔に
○福井国務大臣 あり
全ての方を救済する
われて、いることに敬意

で、所信表明でも申し上げます。柱をもう一度整理をさす。
まず一つ目が、消費
体制の整備、消費者安
見守りネットワークの

費者行政の充実強化、
しとその運用、成年年
への消費者教育の一層
取組、そして、景品表
た消費者庁の所管法律
りと全体として取り組
す。

○鰐淵委員 ありがとうございます
○櫻田委員長 次に、
○尾辻委員 おはよう
市民クラブの尾辻かな
きようは、消費者契
約ということなんですか
通底をしているとい
いをさせていただきました
まず、一般的なセク
近、よく報道などでメ
シュアルハラスメント

は、持ち時間が経過して
願いします。

上げましたけれども、四本
書いていただきたいと思いま

して、必要な制度の見直し
部の引下げを念頭に若年者
充実など将来を見据えた
立法、特定商取引法といっ
かで、厳正な執行などにしつか
んでまいりたいと思いま
た。

ございました。
お忙かな子君。
ございます。立憲民主党・
」です。

○福井国務大臣 ありがとうございます。まさに肝中の肝の御議論、論点かと存じます。

本会議場でも申し上げましたけれども、繰り返しになりますけれども、社会生活上の経験が乏しいという要件に該当するかどうかは、消費者の進学、就職等の経験、結婚等の人間関係形成にかかる経験、生計を立て、財産を管理、処分する等の消費者としての経済活動に係る経験等、契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要となる経験の有無につき、客観的な事実関係をもとに判断されるものでございまして、消費者の内面的な問題に比べると、事業者にとって把握しやすいものとなっているという立場から、法案を提出させていただいたところでございます。

○尾辻委員 済みません、答弁になつていなか

と思ふんです。

私は、若年者に限定する趣旨ではないですよねといふ確認をしておりますので、それに対してもお答えをいただければと思ふります。

○福井国務大臣 もちろん、年齢によることはないわけでございまして、高齢者も含まれているということでございます。

○尾辻委員 済みません、答弁になつていなか

と思ふんです。

私は、若年者に限定する趣旨ではないですよねといふ確認をしておりますので、それに対してもお

答えをいただければと思ふります。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

社会生活上の経験が乏しいという要件の該当性

についてでございますけれども、こちらにつきま

しては、消費者の進学、就職等の経験、あるいは

結婚等の人間関係形成に係る経験、生計を立てて

が乏しい中高年ですねということになるんでしょう

うか。

○井内政府参考人 つまり、これが保護の対象になるか

ならないかは、先ほどは社会生活上の経験が乏し

いということが認定されるかどうかであるという答

えだたと思うんですね。

では、この中高年の被害者は、社会生活上の経

験が乏しいというのは、どういう要件が満たされ

ると、この人は、そうですね、社会生活上の経験

が乏しい中高年ですねということになるんでしょう

うか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

財産を管理、処分する等の消費者としての経済活

動に係る経験等、契約を締結するか否かの判断を

唯一の友人関係を壊したくないと、数カ月に一度

だけ友人に車で洋服屋に行つてもらつて、そこで

話をするのが非常に楽しめた。それで次々に高級な洋服をツケ払いで購入して、支払い

困難になつてしまつた。このような事例は、人間

感情の濫用ということで、今回取消しができるん

でしようか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

具体的な当てはめについて個別の要件で判断

されます。この条件でございません。

○尾辻委員 ちょっととずれているんですね。

だから、私の事例は、恋愛経験がほとんどない

末婚の四十代の消費者が恋人商法にひつかかりま

す。この事例に基づいてお答えください。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

社会生活上の経験についてでござりますけれど

も、先ほどもおっしゃられました、契約の目的に

合わせて判断するしかないというようなことに

なってしまわないかということが私は非常に危惧

されるんですね。

先ほどから、「社会生活上の経験が乏しいこと

から」というのはどちらかというと若年者に當て

はまるんだよ、でも高齢者も当てはまりますよ、

じゃ、どうやつたら高齢者に当てはまるんです

か、中高年に当てはまるんですかというときに、

この答えというのは、なかなか、ちょっと私は理

解したいんですね。

次に参ります。

もう一つ、じゃ、こういうのはどうなるのかと

いうことです。が、山奥に住む孤独な高齢女性は、

唯一の友人関係を壊したくないと、数カ月に一度

だけ友人に車で洋服屋に行つてもらつて、そこで

話をするのが非常に楽しめた。それで次々に高級な洋服をツケ払いで購入して、支払い

困難になつてしまつた。このような事例は、人間

感情の濫用ということで、今回取消しができるん

でしようか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

社会生活上の経験については、高齢者であつても、契約の目的となるものや勧誘の様

態との関係で、本要件に該当すると言つていて、

お答えと何か全然違うように思つんでしけれども、ちょっとと私は理解いただけ

ますか。

だから、私は、福井大臣が代表質問では、高齢

者であつても、契約の目的となるものや勧誘の様

態との関係で、本要件に該当すると言つていて、

お答えと何か全然違うように思つんでしけれども、ちょっとと私は理解いただけ

ますか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

基本は、社会生活上の経験というの、経験の

積み重ねということでござりますけれども、その

経験をどうやって見るかというときに、先ほど申

しました、契約になるものの目的物あるいは契約

の態様を見て、どういうもので積んでいったかと

わかる、そういう意味で考慮要素になつていて

いることでござります。

○尾辻委員 では、先ほどの一番最初の中高年の

恋愛商法の方に行きますけれども、じゃ、これは

どういうことになるんですか。これを、契約の目

的となるものや勧誘の態様との関係で、どうやつ

て「社会生活上の経験が乏しいことから」に当ては

めしていくんですか。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

恋人商法とかあるいはデート商法といったよう

な人間関係の濫用を使う、そういう契約につきま

しては、それにつきましては、先ほども申し上げ

ましたように、結婚等、そういうものの人間関係

といふものを特に判断して社会生活上の経験が乏

しいかどうかを判断していく、そういうことでご

答えてください。

ざいます。

○尾辻委員 いや、この大臣の答えからいくと、契約の目的となるものや勧誘の態様との関係ということであれば、この商法は過去にデータ商法の被害を受けたことがなかつたとか、そのような経験が乏しいことから」ということになるんじゃないですか。

○井内政府参考人 お答えを申し上げます。

被害を受けたかどうかということとございますけれども、被害を受けても、その経験という意味で、社会生活上の経験というものになつていなければ、十分積み重なつていないと、されば、一度被害を受けたら経験をしたということにはならないというふうに考えております。

○尾辻委員 とにかく、わかりにくいでありますよ。この質疑の時点では、これだけ、「社会生活上の経験が乏しいことから」をつけたことで、ここまでわかりにくくなつていて、ここは私は大問題だと思いますよ。ちょっとここについてもう少しほかのことも、ですから、これは本当に削除した方がいいと思います。

このことを聞いて、本当にわかるんですか、消費者の人たちが。自分がやられていることが、本当に契約を取り消していくかどうかとわかるんですか。事業者がわかるんですか。といふことです。事業者が、じや、これは本当に、「社会生活上の経験が乏しいことから」と入つてわかるんですけども、事業者は、この人、社会生活上の経験が乏しい、つまり、経験の有無があるとかないとか、売ることにどうやってわかるんですかということなんですね。どのようにして事業者は、相手が経験があるかないかというのを判断するんでしようか。

○井内政府参考人 お答えを申し上げます。

社会生活上の経験が乏しいというこの要件に該当するかどうかですけれども、これについては、先ほど申し上げていますが、消費者の進学、就

職等の経歴、結婚等の人間関係形成に係る経験、生計を立てて財産を管理、処分する等の消費者としての経済活動に係る経験等、契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要となる経験の有無について、今申し上げましたような客観的な事実をもとに判断されるというものでござります。

で、消費者の内面的な問題に比べますと、事業者にとっても把握しやすいものというふうに考えているところでございます。

○尾辻委員 だから、商品を売るときに、その人の経験の有無というのは何でわかるんですか。

じゃ、聞くんですか、あなた結婚していましたかとか、そうやって聞くということなんですか。だから、どうやって商行為の中で、事業者は、経験の有無が要件に入るんでしょう、今度から取消しから、どうやって取り消されるということがあります。

○井内政府参考人 今の御質問の点で、社会生活上の経験が乏しいこと、経験について、必ずしも一般的な事業者が知らなくてはいけないということでは実はなくして、これで取り消されるというものは、ほかに消費者側の条件と、さらには事業者側の要件がございますので、健全で一般的な事業者であれば該当しないということをございますので、そういう心配はないというふうに考えております。

○尾辻委員 何かすごいそれ違つてているんですけども、本当に消費者側の条件と、さらには事業者側の要件がございますので、健全で一般的な事業者だから、どうやって知れるんですかと聞いています。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

○櫻田委員長 時計を開始してください。

井内審議官。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

大変失礼いたしました。

今委員の御質問とというのが、社会生活上の経験を知る、知らないということと判断されるということございましたけれども、この条項につきましては、当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、事業者の方がですね、消費者が願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながらということです。この不安を知るかどうかということがポイントになるということでございまして、実際には、悪質な事業者が思つたというだけでは、どうするんですか。この人は経験があるとか、この人は引きこもりだとか、この人は結婚しているとか、どうやって物を売るときにはわかるんですかということですが、結局わからないじゃないですかとということです。

であったということが示されなければいけないわけですから、今のような御指摘は当たらないといふふうに考えております。

○尾辻委員 話がぐるぐる回っているんですけども、だから、どうやって客観的な要素である経験の有無というのを、じゃ、事業者はわかるんですか。どうやってはかるんですか。もう一度答えてください。どうやってわかるんですか、こういふものが。

○井内政府参考人 先ほども申しましたように、例えば、取引とか、その方が実際に生計を立てて、みずから、売買というんでしょか、購買とか、そうやって聞くということをやつているということであれば、そこは経験をどんどん積んでいくということがありますので、それによって客観的に、先ほども三つ挙げましたけれども、そういうものを判断しまして、客観的に知り得るというふうに考えております。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。

「社会生活上の経験が乏しい」の要件はなぜ必要かという御質問だと思いますけれども、社会生活上の経験が乏しくなんというこの要件につきましては、取消権の適用される範囲を消費者に類型的に困惑をもたらす不當性の高い事業者の行為に特定しまして、明確化することといたします。

本要件を置きませんと、本来想定していない場合にまで消費者から取消しが主張されて、正当な事業活動に支障を来すおそれがあるというふうに考えておりまして、例えば、大学生と中年の会員では、大学生というのは若い方とということでおども、中年会員、この間では、事業者から勧誘を受けたとしましても、その受けとめというのには異なりまして、中年会員であれば、社会生活上の経験から、必ずしも、類型的にといふことでございませんけれども、困惑するということではないといふふうに考えられるということでござります。

○尾辻委員 ますますわけがわからなくなつてしまつたよ。

ちよつとこの話は後でもう一回やりますのでおいておきますけれども、「社会生活上の経験が乏しいことから」が入ることによって、私が懸念しているのは、先ほどから申し上げるよう、事業者は、じや、どうやって相手のことをわかるんでありますか。この人は経験があるとか、この人は引きこもりだとか、この人は結婚しているとか、どう

健全な事業者の方とかいうことが、これによつて、社会生活上の経験を知るか知らないかということについては懸念される必要はないということだと思います。

○尾辻委員 だから、その答えでいうと、社会生活上の経験が乏しくなんという要件は要らないじゃないですか。要らぬないです。要らぬですか、今のお答えだと。

そして、もう一つは、同じものを売ったとしているのに、経験がある人に売つたらこれは取消しになっていくところを、じゃ、事業者はどうやつてわかるんですか。同じものを売ります、社会生活上の経験が乏しかつたらこれは取消権があるんでしよう、いけるんでしよう。でも、これがある人だったらそれはオーケーというときに、事業者はどうやってわかるんですか。

やりとりと、いろいろなことを通じますので、そういう中で事実関係を知る機会を持ち得るといふからしますと、相応にやはり予見性というのを確保できるのではないかというふうに考えて、いろいろとござります。

に、中高年者に対しては、この要件では客観的な判断ができるないケースがほとんどである中、契約ごとに異なる意味・主觀的に判断していくこと、ふうに、やはり個別ごとになるということをおつしやっているに等しいと思うんですよ。これは、「社会生活上の経験が乏しいことから」が入って、中高年者及び障害者の被害対策に本当になるんですか。

○福井国務大臣 本会議答弁との整合性を整理をさせていただきたいと思います。

とかならわかりますよ。でも、先ほどから言つて
いるように、社会生活上のこの経験というのは、
もうこんなのがわからないわけですよ。これは全然
私は客観的じやないと 思います。
ですので、今の質疑をしても結局わからないま
まである。曖昧だ、そして、事業者もこれでは困
惑してしまうし、中高年や障害者の人もこれでは
不十分であるということで、強く修正を求めるたい
と思います。

○井内政府参考人 お答え申します。
今御質問でござりますけれども、事業者が知
る、知らないのかどうかということについては、
基本的には、この要件によつて取り消されるの

売つてしまつたら、これはどうするんですか。じゃ、今度、事業者の責任になるということですか。非常にやはり、私は明確な答弁だとは思えません。本当に明確な答弁だとは思えません。

三本柱がありますが、もう省略して最後のことだけ申し上げさせていただきます。

が、私、前回のときに、質問の際に、大臣の出資金詐欺のことについて質問をさせていただきまして、大臣の後援会の方が資金詐欺を働いた。被害者の方が、大臣とその後援会の方に関する損害賠償

か、取り消されないのかということでござりますので、一般的の事業者に関しまして、先ほども、社会生活上の経験が乏しくて、強い不安を抱いていらっしゃるけれども、実現についてですね、不安をおおつたりということでございますので、普通の事業者の方が、取消しされるかどうかというのは、そのようなことを知りながら、さらに、後に、ありますような要件を満たさない限りは取り消されないわけですので、それを知るという必要はないということをございます。発言する者あり)

私は別に法律の専門家ではありませんのでもういい。ただ、消費者契約法というのは全ての消費者に対してはまるものですよね。そして、全てのこういふ商行為をする事業者に当てはまるものですよね。それが、これだけやりとりして私がわからない、ということは、もつとわからない人がたくさん出でることになりませんか。この「社会生活上経験が乏しいことから」というのは、本当にこれは私も削除すべきだと思うんです。つけたためこんな混乱が起こっていると言わざるを得ない、と思います。

上の経験が乏しい」の要件該当性を判断する際に、消費者がこれまでどのような経験を積み重ねてきたかを客観的な事実関係をもとに判断するための参考となるものと考えている。参考となるものと考へていて、今のやりとりを踏まえて、そこまでにとどめさせていただきたいと思います。

○尾辻委員 参考となること。じゃ、具体的にはどうするんですか、逐条解説でこれをやるということになるんですか。

○福井国務大臣 逐条解説も必要だと思っており

賠償を起された。詳しいことはもう前回聞かせていだきましたから。

その際、大臣は、被害者の方々、出資金詐欺に遭った方々に私は勧誘はしていないよ、ただ政治的な挨拶をしただけだというふうにおおっしゃつたかと思います。もちろん、裁判で損害賠償を認められたわけではないというのも私も聞いておりま

す。

ただ、判決の中で、例えば、大阪市内のホテルで事業への支援を求めたということは事実認定されているんです。それが損害賠償になつているわ

○尾辻委員 ですから、じゃ、もう事業者は知らなくていいんですか、ということは。事業者は、相手が別に社会生活上の経験があるなしというのは関係なく、売つてもいいですよという御答弁になりますけれども、それでよろしいということですか。つまり、事業者の方は予見可能性を、あるんじやないかとかびくびくしなくていいということ

これまで先ほどと一緒になんですかけれども、ちよつと何か最初の大臣の答弁から、今だんだん答弁が変わってきてるような気がするんですね。中高年とか障害者については、本会議のときは高齢者であっても、契約の目的となるものや勤務の様態との関係で、本要件に該当する場合があるということで答弁されているわけですよね。契

社会生活上の経験が乏しいという要件の解釈を始め、本改正案の内容につきましては、今先生もたくさん事例をお示しいただきましたけれども、事例を多く用いながら、逐条解説でわかりやすい説明を徹底してまいりたいと存している次第でございます。

けではありませんけれどもね。○櫻田委員長 尾辻議員、持ち時間が終了しておりますので、簡潔にお願いします。

○井内政府参考人 お答え申し上げます。
事業者の方は、知りながらということがござい
ますし、さらに、先ほどから、どうやつてその経
験とかを知るのかということでございますけれど
も、事業者は、消費者に対して、やはり契約
の勧説をするというときには、その消費者の方と

の目的となるものや勧誘の態様などは、まさに契約ごとに経験の有無を具体的に検討することになるわけで、この要件が客観的に判断できる条件と本当に言えるのかということを聞きたいんです。

また、本法が成立した場合には、説明会の開催、消費者・消費者団体・消費生活相談員・事業者団体を始め、皆様方に周知を徹底する所存でございます。

○尾辻委員 逐条解説でしかわからないというもののを条文に入れるというのは、私はおかしいと思うんですよ。条文がしつかりあって、例えば年齢

結局、私は政治家として挨拶しただけなのに、その相手の方が勧誘だととったんだ、政治家がいるから安心だと思ったんだというのは、消費者担当大臣として、本当にこれはいいんだろうかと田うわけです。

○尾辻委員 はい。

いと思います。
ということ、こういう過去があるということについては、首をかしげざるを得ない過去があるということだけ申し上げて、私の質問を終わりた

ありがとうございました。

○櫻田委員長 次に、柚木道義君。

法案質疑、四項目通告していますが、最後の公益通報者保護法、きのうも実は厚生省員会の方で質疑をさせていただいて、保護法拡大について、ここを先にやらせていただけます。私が指名したら参考人の質疑に入りたいと思いますので、大臣、よくお願いします。私が指名したら参考人の構いませんので、よろしくお仕えいたします。

昨日は、井内審議官にお越しいただいて、
いうやりとりになつてゐるんですね、大臣。
資料の五、六をごらんください、皆さん。
方から見て、いかがでござりますか?

実は、財務省前次官のセクハラ問題を受けて、昨日、メディアで働く女性ネットワークは新聞、テレビ等々、計八十六人が参加をし

そういうふたのネットワークが設立をされて、庶務大臣宛てに、セクハラ罪という罪はないとした発言の撤回などを求める要望書を提出した。

が一番下に二行書いていましたが、安倍晋三が、あるいは野田聖子女性活躍担当大臣宛てに、ハラ根絶に向けた法整備などを求める書面を提出、こうあります。所詮は、文部科学省

出でござりまして折しも昨日は女性をふやす、そういう法律が国会でも成立した。女性活躍に向けて議会を変えていくには非常に重要なことをござるが、そういうつ

のは非常に重要なことです。そういうたら、躍の観点からも、ぜひ、この質問、前向きにえいただきたいんですが。

昨日は、私の方から、つまり、公益通報者保護法上、同じ事業者、つまり労務提供先と定義されているんですが、その関係でないと保護対象にな

法の欠陥で、例えば一般企業に勤める方で、取引先の方から、また飲み会でも何でもいいですよう誘われて、セクハラされて、公益通報しても保護対象にならなくなってしまうんですね。これは別にメディアに限りませんから。ですから、こんなことでは、そうでなくとも多くの方が泣き寝入りを余儀なくされています。それが問題視もされています。

ですから、雇用関係が直接ない場合であっても、保護対象を拡大をする、こういうことをぜひ、安倍政権が本気で女性活躍あるいはセクハラの撲滅を進めるつもりであれば、早急に法改正すべきということを申し上げましたら、こういう答弁がつたんですね。現在、消費者庁の専門委員会で調査審議が行われており、その審議状況等も踏まえつつ、引き続き実効性向上に努めてまいりたい、こういう答弁がつたんですよ。

それを踏まえてお聞きしますけれども、ちなみに五ページ目に、公益通報者保護法見直しの当時の有識者検討会の最終報告書のまとめの記事もつけています。ここにも、これは現在の労働者に限定している保護の対象に役員、退職者を加える、これも重要なんですが、これだけでは不十分です。やはり、雇用関係になくても、何びとも、こういう表現、これも検討会の中で出ています。ぜひ、このように、保護対象を、何びともなど、同じ雇用関係にない関係の方々にも拡大するような法改正を、ことしに入つて四回の専門委員会をやっているのを見ました。ですから、そこに、答弁書、書いてあると思いますが、それもちろん踏まえてで結構ですが、早ければ今年度以降、公益通報者保護法改正を行うという方向のようですから、ぜひ保護対象を何びとも等まで拡大する形での改正案の国会提出をお願いをしたいと思いますが、御答弁お願いします。

公益通報者保護法は、今先生御指摘のよう、労働者が、労務提供先について、法の定める通報者対象事実が生じ、又は生じようとする旨を所定の案件を満たして通報した場合に、これを公益通報者として、解雇その他の不利益取扱いから保護する旨を規定をしているところでございます。先日同法につきましては、規律のあり方や行政の果たすべき役割等に係る方策を検討するため、本年一月、内閣総理大臣から内閣府の消費者委員会に対して諮問が行われたところでございます。先日の答弁にあつたとおりでござります。

現在、同委員会の専門調査会において、保護の対象となる通報者の範囲のあり方も含め、調査審議が行われているところでございます。

審議の取りまとめの時期につきましては、消費者委員会においてお決めいただくことでございましょうけれども、ことしの秋ごろにかけて御議論いただき、答申をいただければというふうに考えてございます。

法改正の必要性、その内容につきましては、消費者委員会における今後の御議論を踏まえて、適切に判断させていただきたいと存じておる次第であります。

○柚木委員 福井大臣が前向きに答えようとしているのはよくわかるんですよ。

ただ、やはり、もう一步踏み込まないとダメですよ、大臣。本気で、安倍内閣、女性活躍を掲げて進めようとするんなら。あるいは、セクハラ撲滅するんなら。

やはり、その範囲のあり方が問題で、だからこそ私は、直接の雇用関係ない、まさにこの検討会でも出ている何よりも、これも含めて、ここまで言つちゃうと答弁できないだろうから、含めて拡大をしてほしんで。そういうないと、もちろん一般事業者の例も今言いましたよ、取引関係で。セクハラに遭つても、通報したら処分される、異動される、あるいはやめさせられる。実際に、たくさん起っています。

特に大事なのは、きょうの資料の中に、四ペー

ジ日に書いています。この保護法の概要です。メデイアの方に通報するという余りない事例ですね、今回の場合。あの前財務次官のセクハラ。こういうことが本当に、何よりもということをえた形で範囲が拡大されないと、実際に、今回、前次官からセクハラを受けた方以外にもたくさん、これは野田大臣も聞かれていました、受けていて、はつきり言つて不利益変更されているんですよ。異動させられているんですよ。

ですから、はつきり言うと、このネットワーク、八十六人の記者の方々、こういう方がもし今後公益通報したら、不利益変更を場合によつてはされかねないどころか、そういうことであれば、まさに報道の自由、そして、それを通じて国民の皆さんの知る権利、こういうところにまで多大な影響を及ぼし得るんです。

ですから、一般の方々のセクハラ撲滅はもとより、メデイア関係者ということでいえば、今のようないくつかの観点も含めて、非常に重要な視点があるんですよ。

そして、この公益通報者保護法がざる法とか死に法とか言われている、最後、もう一点聞きますけれども、この一つが範囲なんですよ。ぜひ、何よりもということも含めて検討いただく。これは、本気でやるんだつたら、これを言わなかつたら、大臣、安倍政権、女性活躍、もう掲げられないですよ。何よりも含めて検討するとお答えください。

○福井国務大臣 柚木議員せつかくの御指摘、よくわかりますけれども、本日ここでアブリオリに、その結論について、そしてその範囲についてお答えすることはできませんけれども、先ほども申し上げましたように、ことしの秋ごろにかけてですから、極めて可及的速やかというよりも直ちにという分類に入ると思いますけれども、検討していただき、答申をいただいて、その上で適切に問題は、まさに一昨日、メデイアの方々は、メデイアの方に通報するという余りない事例ですね、今回の場合。あの前財務次官のセクハラ。こういうことが本当に、何よりもということをえた形で範囲が拡大されないと、実際に、今回、前次官からセクハラを受けた方以外にもたくさん、これは野田大臣も聞かれていました、受けていて、はつきり言つて不利益変更されているんですよ。異動させられているんですよ。

ですから、はつきり言うと、このネットワーク、八十六人の記者の方々、こういう方がもし今後公益通報したら、不利益変更を場合によつてはされかねないどころか、そういうことであれば、まさに報道の自由、そして、それを通じて国民の皆さんの知る権利、こういうところにまで多大な影響を及ぼし得るんです。

ですから、一般の方々のセクハラ撲滅はもとより、メデイア関係者ということでいえば、今のようないくつかの観点も含めて、非常に重要な視点があるんですよ。

そして、この公益通報者保護法がざる法とか死に法とか言われている、最後、もう一点聞きますけれども、この一つが範囲なんですよ。ぜひ、何よりもということも含めて検討いただく。これは、本気でやるんだつたら、これを言わなかつたら、大臣、安倍政権、女性活躍、もう掲げられないですよ。何よりも含めて検討するとお答えください。

○福井国務大臣 柚木議員せつかくの御指摘、よくわかりますけれども、本日ここでアブリオリに、その結論について、そしてその範囲についてお答えすることはできませんけれども、先ほども申し上げましたように、ことしの秋ごろにかけてですから、極めて可及的速やかというよりも直ちにという分類に入ると思いますけれども、検討していただき、答申をいただいて、その上で適切に